

(仮称) 静岡市子ども・子育て・若者プラン

～切れ目のない子ども・子育て支援と子ども・若者育成のために～

策定の背景と目的

静岡市ではこれまで、「静岡市子ども・子育て支援プラン」と「第2次静岡市子ども・若者育成プラン」の2つのプランを策定し、子ども・子育て並びに若者支援施策を推進してきました。この度、子ども・子育て・若者に関する支援施策を切れ目なく提供し、効率的かつ効果的な施策展開を実現するために、2つのプランを一体的に策定することとしました。

本計画は、すべての子育て家庭が安心して子育てができ、すべての子どもが健やかに成長し、すすんで社会に参画していく若者となることを目的としています。

計画の位置づけ

本計画を子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけます。また、子ども・若者に関わる様々な支援施策をより総合的かつ効果的に推進するために、本計画の一部を母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」として位置づけます。

計画期間

令和2年度から令和8年度までの7か年とします。ただし、市町村子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

計画の対象

市内のすべての子ども・若者（0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満））とその家族、地域・市民、事業主などを対象とします。

基本理念

子どもの育ちを市民が一体となって支え、
人とのつながりの中で、
すすんで社会に参画する若者をはぐくみます

すべての子ども・若者の成長
を支援するまちの実現
【子ども・若者支援】

子育てに喜びや生きがいを感じ
ることができるまちの実現
【子育て支援】

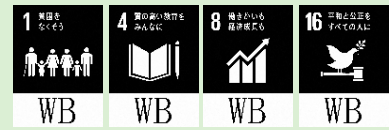
地域全体で子ども・子育て・
若者を支援するまちの実現
【地域による支援】

本計画は、SDGsの理念に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、静岡市民と一体となって本計画を推進していきます。

施策の展開

基本目標1 すべての子ども・若者の成長を支援するまちの実現【子ども・若者支援】

すべての子どもが乳幼児期からの様々な体験や質の高い充実した教育・保育を受ける中で、自立心や社会性等を身につけながら健やかに成長し、すすんで社会に参画する若者となっていくことができるまちを目指します。



施策目標1 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり

《基本施策》	《事業例》
1 子どもの健やかな心身をはぐくむための支援	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育
2 子どもの健全育成促進と自立への支援	放課後子ども対策、児童館での体験・交流
◆主な成果指標◆	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の夢や目標を持っていると答える児童・生徒の割合 ・自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合（自己肯定感）

施策目標2 知・徳・体のバランスのとれた子ども・若者をはぐくむ教育環境づくり

《基本施策》	《事業例》
1 幼児期の質の高い教育・保育の充実	幼稚園教諭免許・保育士資格併有促進事業
2 学校における教育環境の充実	静岡市教育振興基本計画に基づく教育支援事業
3 家庭や地域における教育環境の充実	放課後子ども対策
◆主な成果指標◆	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育から小学校教育に円滑な接続がされていると思う小学校1年のクラス担任の割合 ・学校に行くのが楽しいと思う児童・生徒の割合

施策目標3 困難を抱えた子ども・若者を支える環境づくり

《基本施策》	《事業例》
1 虐待を受けている児童など配慮を必要とする子ども・若者とその家庭への支援	児童相談所の運営、里親委託と里親支援
2 発達の遅れや障がいのある子ども・若者とその家庭への支援	児童発達支援事業、児童発達支援センターの運営
3 いじめや不登校といった困難を抱える子ども・若者とその家庭への支援	子ども若者相談事業、適応指導教室の運営
4 若年無業者やひきこもりの子ども・若者とその家庭への支援	ひきこもり対策推進事業、若年者就労支援業務
5 子ども・若者の非行防止と立ち直り支援の推進	青少年育成センターの運営、薬物乱用防止教室
6 厳しい環境に置かれた子ども・若者とその家庭への支援（静岡市子どもの貧困対策推進計画）	生活困窮世帯の子どもの学習意欲を向上させるための支援
◆主な成果指標◆	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託率 ・いじめの解消率

施策目標4 地域に愛着を持ち、すすんで行動する若者を創出する環境づくり

《基本施策》	《事業例》
1 地域に根付いた子ども・若者の育成	成人の日事業（実行委員会）
2 社会性をはぐくむための、多様な体験・交流活動の推進	青少年国際親善交流事業
3 自発的なまちづくり活動の促進	静岡シチズンカレッジ こ・こ・に（高校生まちづくりスクール）
4 社会の一員として、自立した若者をはぐくむ取組の推進	大学等・企業担当者情報交換会
◆主な成果指標◆	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が誰かの役に立っていると思う子ども・若者の割合（自己有用感） ・静岡市が好きな児童・生徒の割合

基本目標2 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちの実現【子育て支援】

結婚、妊娠・出産、子育てなど、乳幼児期から若者までの“切れ目のない支援”により、保護者の子育てに対する負担、不安、孤立感をやわらげ、喜びと安心感を持って子育てができ、子育てと仕事が両立できるまちを目指します。



施策目標1 喜びと安心感をもって生み育てることができる環境づくり

《基本施策》	《事業例》
1 結婚、妊娠・出産、子育てに至る切れ目のない支援や医療保健体制の充実	しずおかエンジェルプロジェクト推進事業
2 子育て家庭を笑顔にする支援サービスの充実	静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」の運営
3 ひとり親家庭への支援 (静岡市ひとり親家庭等自立促進計画)	ひとり親就業支援専門員による支援
◆主な成果指標◆	<ul style="list-style-type: none"> 今後もこの地域（静岡市）で子育てをしていきたいと思う市民の割合 ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の親の正規就業率

施策目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

《基本施策》	《事業例》
1 多様なワークスタイルに対応するための支援	認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育
2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	多様な人材の活躍応援事業所表彰事業
3 男性の子育てへの参加促進	父親向けハンドブックの配布
◆主な成果指標◆	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の待機児童数（年度当初・年間） 放課後児童クラブの待機児童数

基本目標3 地域全体で子ども・子育て・若者を支援するまちの実現【地域による支援】

地域住民や子育て支援団体など様々な主体が、子ども・若者や子育て支援への関心と理解を深め、つながりあって、地域全体で子ども、若者、子育て家庭を支え合うことができるまちを目指します。



施策目標1 地域全体で子ども・子育て・若者を支える環境づくり

《基本施策》	《事業例》
1 地域における子育て応援隊の活動促進	ファミリー・サポート・センター事業
2 地域における子ども・若者の健全育成活動の促進	青少年・乳児ふれあい促進事業
3 子ども・子育て家庭・若者の安全・安心な暮らしやすい地域の確保	地域防犯活動支援事業
4 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進	子ども・若者支援地域協議会の運営
◆主な成果指標◆	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター事業の会員数（援助を行う会員） 地域の健全育成団体の役員・委員数

静岡市子どもの貧困対策推進計画

基本的な考え方	取組の方向性
すべての子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、自分の可能性を信じ、未来を切り拓いていけるよう、行政・学校・地域が総がかりで切れ目なく支えています。	「教育の支援」「生活の支援」「保護者の就労の支援」「経済的支援」の4つの体系で、本市の子どもの貧困対策を推進し、それぞれの体系に沿って、気づき、つなげ、届けていきます。

静岡市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業ごとに、各提供区域における利用状況や平成30年度に実施したニーズ調査による利用希望等を基に量の見込みを定めます。そして、それに対して必要となる供給量を確保していきます。

◆幼児期の教育・保育◆

令和2～6年度確保方策の内容			
既存保育施設の定員増	18 か所	認定こども園等の新設	1 か所
幼稚園の認定こども園移行	4 か所	小規模保育事業等の新設	10 か所

◆地域子ども・子育て支援事業◆

事業名		R6 確保量	確保概要
①	利用者支援事業 保育コーディネーター	3 か所	引き続き、現行の体制を維持。
	子ども未来サポーター	12 か所	引き続き、現行の体制を維持。
	子育て世代包括支援センター	3 か所	引き続き、現行の体制を維持。
②	延長保育	6,063 人	引き続き、教育・保育の体制の中で対応。
③	放課後児童クラブ	6,785 人 235 室	新たに 35 室を整備。
	放課後子ども教室	86 校	新たに 10 校で実施。
	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施	71 校	放課後児童クラブのある全ての小学校区において一体的に実施。
④	ショートステイ事業	3 か所 (252 人日)	引き続き、現行の体制を維持。
⑤	こにちは赤ちゃん事業	4,423 人	引き続き、現行の体制を維持。
⑥	養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業	23 世帯 (訪問員 20 人)	引き続き、現行の体制を維持。
⑦	子育て支援センター	21 か所	引き続き、現行の体制を維持。
⑧	一時預かり事業(幼稚園利用)	172,061 人日	引き続き、教育・保育の体制の中で対応。
	一時預かり事業(その他利用)	66,400 人日	引き続き、現行の体制を維持。
⑨	病児保育事業(施設型)	2,500 人日 3 か所	引き続き、現行の体制を維持。
	病児保育事業(緊急サポート)	5,376 人日 256 会員	新たにまかせて会員を 50 人増やすために周知強化。
⑩	ファミリー・サポート・センター事業	15,470 人日 1,190 会員	新たにまかせて会員(どっちも会員含む)を 100 人増やすために周知強化。
⑪	妊婦健診	4,407 人 52,795 人回	引き続き、現行の体制を維持。
⑫	実費徴収に伴う補足給付事業	924 人	申請のあった対象者全員に補助。
⑬	多様な主体の参入促進事業(特別教育・保育経費)	2 人	対象となる施設に補助。

供給量の確保とあわせて、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用と質の向上のため、外国につながる幼児への支援・配慮と幼児教育・保育等の質の確保及び向上について取り組みます。

R6 確保量は、需給の状況等により、今後変更する場合があります。